

日本労働総同盟綱領五張

第十四回大会改正

綱

上 武

- 一 我等は團結力と相互扶助の組織を以て経済的福利の増進並に知識の普及を期す。
- 二 我等は新時代の勇氣と勇敢なる戦闘を以て資本家階級の抑圧並に對し徹底的に闘争せしむを期す。
- 三 我等は労働者階級と資本家階級との両立すべからざるを確信す。
- 四 我等は労働組合の實力を以て労働者階級の完全なる解放と自由平等の新社会の建設を期す。
- 一 八時間労働及二週四十八時間制の實施(但し鉱山労働者等例外は別)。
- 二 同一労働に對し賃金を差別撤廃。
- 三 最低賃金の設定。
- 四 臨時雇傭及日傭制度反對。
- 五 夜業禁止。
- 六 治安警察法、治安維持法撤廃。
- 七 輸入に全口の特許。
- 八 経済的行動の全口的協力。

英 乙 頭 十 日

抑もく労働運動の長目的は、口民と口民と民族と民族との経済的斗争を以て社会の繁栄にある。

此斗争を以て社会實現への達成手段として、或者非合法的手段と方法を講ず可しとなし、或者非合法的手段を以て高調し、又或者は、即ち「時と場合」を察知して、合法非合法の二つの行動を執るべし、又その外、其目的を達成し得ぬものなりと主張し、又或一派に至っては、資本家と争戦し、暴力するべしと、無産者の幸福を措かざる以所なりと公言する者も生じ、各思想に所説の行動に強き接近し能はざるの端業あるを著すは、我等の尤も遺憾に堪へざる所ある。

斯うした案案運動の現場裡に在り、我々隊を労働組合、徒然として扉を按き執り、可きを執り、不可きを拒むを以て、争戦に宣傳し、教育に將又、政治団体への躍出斗争に、我口労働運動、最大の光輝を放ち、更に眼裡に労働大会を迎ひ、飲躍増く能はざるも亦あると同時に、其責任の倍増せざるを痛感する。

言ふ迄もなく、本大会は、所見階級の注意の集点となるのである。何れも希くは熱烈に我等の大会を、佳佳せしめ以て無産大衆の期待に背かざらんことを。

四月三日